

山梨県公報

第四百九十九号

令和六年

八月二十九日

木曜日

目次

- 告示
- 家畜伝染病の発生……………三四一
 - 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………三四一
 - 道路の区域変更……………三四一

告示

山梨県告示第二百十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年八月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和六年八月二十二日

山梨県告示第二百十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和六年八月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
-------	-----	----

県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番五六地先から南都留郡富士河口湖町大石字桑崎二六〇〇番一地先まで
----	--------	---

山梨県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年九月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百三十九号
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員(メートル)	新敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北都留郡小菅村字田元四〇三〇番一地先から北都留郡小菅村字田元上三八八一番一地先まで	五・一	一〇・八	四〇二・一
	二七・五	三〇・九	四〇二・一

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番